

令和 8年 3月18日

組合員・利用者の皆様へ

久万広域森林組合
代表理事組合長 大野 盛隆

お詫び

このたび、当組合におきまして下記の横領事件が発生いたしました。

地域社会に根ざした組織としての社会的役割を担い、信用を第一として高い倫理観が求められるなかで、役職員一同深く反省するとともに、組合員をはじめ利用者の皆様、ならびに関係する皆様に心よりお詫び申し上げます。

1. 事件の概要

- (1) 令和7年11月末時点の購買売掛金残高の明細を確認したところ、①長期に回収されていないもの。②個人名義にしては金額が大きいものが確認され、内部監査を実施した結果、本人による現金の着服が判明しました。
また、上記に関連して本人の担当業務を調査したところ、事務組合引き受け団体の口座においても無断の支出金があることが判明しました。
- (2) 被害額は1,473,583円で、当該職員から既に全額弁済されております。
- (3) 当該職員は森林管理センター配属の男性です。
- (4) 当該職員は着服した現金を借金返済に充てておりました。

2. 関係機関への報告等

事件発覚後、監督官庁等に報告しております。

3. 人事処分

当該職員については、令和8年3月17日付で懲戒解雇処分としております。
本件関係者についても厳正な処分を行っております。

4. 今後の対応

今回の事案を厳粛に受け止め、綱紀の粛正・内部管理体制の強化を図り、信頼回復と再発防止に向けて役職員が一丸となって取り組んでまいります。